

米原市地域活性化起業人 募集要項

1 募集概要

米原市（以下「本市」という。）では、都会からの高いアクセス性と恵まれた地域資源を活かして地域の稼ぐ力を発揮し、観光による地域経済の活性化と持続可能な地域づくりを目指しています。総務省の地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）を活用して、観光庁DMO登録を目指している一般社団法人びわ湖の素DMOと一緒に外部・民間の視点で米原市の魅力を分析し、国内外から観光客を呼び込む実践までの取組に御協力いただける企業（以下「派遣企業」という。）を募集します。

派遣企業の選定後、本市と派遣企業との間で、派遣期間中の取扱いに関する基本的事項について、協定を締結した上で、派遣企業は、本市へ社員を派遣し、派遣される社員（以下「派遣社員」という。）は、2 募集する地域活性化起業人の業務内容に関する業務に従事します。

2 募集する地域活性化起業人の業務内容

一般社団法人びわ湖の素DMOに配属の下、次の業務に従事していただきます。

- （１）地域の観光資源を活用した観光振興、プロモーション等による誘客促進
- （２）インバウンド誘客に向けたマネージメントおよびマーケティングの強化
- （３）地域の観光資源の掘り起こしや磨き上げによる旅行商品の開発および売込み

3 募集人数

1 人

4 主たる勤務地

一般社団法人びわ湖の素DMO（滋賀県米原市米原 1016 番地）

5 派遣期間

派遣開始から 6 か月以上 3 年以内

（受入開始日は、協議の上決定します。ただし、予算成立を前提とします。）

6 派遣要件

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

（１）派遣企業に関する要件

三大都市圏（国土利用計画に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県および奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）に所在する企業等であること。

（２）派遣社員に関する要件

ア 三大都市圏に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外の支店等に勤務する者を含む。）であること。ただし、当該企業等に入社後 2 年未満の者は除くものとし、企業等からの派遣の際、現に本市の区域内に勤務する者を除く。

イ 地方公務員法第 16 条に規定する欠格事項に該当しない者であること。

ウ 普通自動車免許を有している者であること。

7 派遣形態

派遣社員は、派遣企業の身分を有したままとする在籍派遣となります。給与の支給等、社会保険および年次有給休暇の付与等は、派遣企業の規程に従います。

8 勤務条件

派遣社員の勤務時間、休憩時間および休日等については、配属先の一般社団法人びわ湖の素DMOの規定に従いますが、詳細については、派遣企業との協議により定めます。なお、配属先の職員の勤務条件は以下のとおりです。ただし、イベント等により休日出勤となる場合は、代休対応となります。

- ・勤務時間：原則 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（休憩 1 時間を含む。）
- ・休日：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日および 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日

9 費用負担

派遣社員の給与、賞与および諸手当は、派遣企業の定める支給基準に従い、派遣企業が派遣社員に直接支給します。また、派遣社員の派遣、従事に要する費用として、本市が派遣企業に対し、年額（年度）560 万円を限度に負担します。ただし、派遣の開始が年度途中の場合は、月割りにより計算することとします。（千円未満の端数は切捨て。）

10 募集期間

募集定員に達するまで

11 応募方法

応募の際は、米原市地域活性化起業人申出書（様式 1）、派遣企業の概要がわかる書類（派遣企業概要書（様式 2）または任意の様式可）および派遣社員の職務経歴書（派遣社員職務経歴書（様式 3）または任意の様式可）により、郵送または電子メールにて提出してください。

12 応募後の流れ

提出書類の内容および面談により派遣企業を決定します。決定後、派遣企業の御担当者様と派遣要件、費用負担等について詳細な協議を行い、協議内容に基づく協定書（案）を作成します。本市と派遣企業で双方合意の上協定を締結し、派遣業務を開始します。

13 申込先

電子メール提出先 visit@city.maibara.lg.jp

滋賀県米原市まち整備部シティセールス課 宛

郵 送 提 出 先 〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地

電 話 番 号 0749-53-5140

14 留意事項

- (1) 地域活性化起業人の要件等の詳細は、総務省の「地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱（令和3年3月30日付総行応第78号）」に定めるところによります。
- (2) 募集に対する応募に関する一切の費用は、派遣企業の負担とします。
- (3) 提出された申出書等の書類は返却しません。
- (4) 申出書等の審査内容および審査経過は原則として公表しません。
- (5) 審査結果について、一切の異議申立てはできないものとします。

15 問合せ先

- 13 申込先と同じ